

## 消費税：インボイス制度の素朴な疑問②

### レシートや領収書はどう対応する？

インボイス制度の導入により、売手側は、買手側から求められたときは**インボイス(適格請求書)**を発行しなければなりません。しかし、**小売業、飲食店業、タクシー業**など不特定多数の者と取引する事業者は、インボイス(適格請求書)の記載事項の一部を省略した**簡易インボイス(適格簡易請求書)**の発行が認められます。レシートや手書きの領収書も**記載事項を満たしていれば簡易インボイス**として発行することが可能です。

また、コインランドリーや自動販売機、コインロッカーなど、代金の受領や**サービスの提供を機械装置だけで行う**場合、金額が**3万円未満**であればインボイスの発行が**免除**されます。ただし、セルフレジや食券類の自動販売機等ではインボイスの発行が必要です。

## 年末調整：令和3年分「年末調整申告書」の作成はここに注意！

年末調整の業務をスムーズに進めるためには、従業員に正しく漏れなく年末調整申告書を記入(作成)し、提出してもらうことが重要です。**特に以下の3つのポイント**をおさえておきましょう。

(1)「**基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書**」には、本人や配偶者の給与の収入金額、所得の見積額を計算して記入します。収入金額は1月～11月の給与支払明細書の課税支給額(賞与を含む)の合計に、12月の給与と賞与の支給見積額を合計して計算します。収入金額を申告書(裏面)の**【給与所得の金額の計算方法】**の表に当てはめて所得の見積額を計算します。

(2) **年収 850 万円を超える人で、23 歳未満の扶養親族**がいるなどの要件に該当する場合は、**所得金額調整控除申告書の提出が必要**になります。

(3) 年初に提出された扶養控除等申告書の内容に変更がないか従業員に再確認します。

## 経営：給与計算業務のデジタル化を進めよう！

給与計算業務には、勤怠管理、給与・賞与の支給額の計算と振込、源泉所得税・社会保険料の徴収と納付、給与支払明細書の作成・配付、さらに年末調整などその内容は多岐にわたります。しかし、標準・定型化した業務も多いため、**給与計算ソフトの導入**や、**インターネットバンキング**や**ダイレクト納付の活用**、**年末調整の電子化(自動転記・計算)**など、**デジタル化を図る**ことで業務の省力化・効率化が進み、経理担当者の業務負担を軽減することができます。

さらにデジタル化によって蓄積されたデータを活用すれば、**人件費の管理**(推移、労働分配率、残業手当など)や、**働き方の見直し**(残業時間の削減、有給休暇の取得促進)などにつながることできます。

(以上の記事について詳細を知りたい事業者の方には「・・・ニュース」を送らせていただきます。